

# 振動規制法に係る特定施設

(振動規制法施行令 別表第1)

施設の種類		規模	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ロ 機械プレス	
		ハ せん断機	原動機の定格出力が <u>1kW以上</u> のものに限る
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が <u>37.5kW以上</u> のものに限る
2	圧縮機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る	
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る	
4	織機	原動機を用いるものに限る	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が <u>2.95kW以上</u> のものに限る	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が <u>10kW以上</u> のものに限る	
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が <u>2.2kW以上</u> のものに限る
7	印刷機械	原動機の定格出力が <u>2.2kW以上</u> のものに限る	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が <u>30kW以上</u> のものに限る	
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る	